

○ 法第11条を適用し、通知した期限までに開示決定等がされなかったもの(資料3)

法人名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由
日本自転車振興会	財団法人・産業研究所との契約書等一切の資料	H17. 7. 4	H18. 4. 3	H18. 5. 8	35	対象文書量が予想を超え大量であったこと及び担当課が業務繁忙であったため。
秋田大学	秋田大学医学部（附属病院を含む）が受けた寄付金に関する文書	H18. 2. 28	H18. 6. 16	H18. 7. 14	28	開示請求対象となる法人文書が著しく大量であったこと及び法第11条を適用し期限の延長を通知した後、他の業務が繁忙になったことから、作業に要する十分な時間を確保することができなかったため。